



2020年12月10日
一般社団法人自転車安全対策協議会
損害保険ジャパン株式会社

『おかやまの自転車保険』発売開始

一般社団法人自転車安全対策協議会（代表理事：橋 英嗣）は、岡山市（市長：大森 雅夫）と「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための協定」（以下、「協定」）の締結を行いました。その協定に基づき、岡山市民への「岡山市自転車条例」の周知活動や、自転車利用者への交通安全に関する各種情報提供を行っていきます。

また、岡山市内で自転車を利用される皆さまに対して「安価」で「簡便」に加入していただける団体保険制度『おかやまの自転車保険』を創設し、損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）を引受保険会社として12月11日より発売します。

1. 背景・経緯

岡山市の「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」の施行により、2021年4月1日より岡山市内で自転車を利用される方は、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられます。

当協議会は、損保ジャパンを引受保険会社に選定し、自転車会員向けに「自転車事故の被害者救済」を目的とした『おかやまの自転車保険』を創設しました。

2. 『おかやまの自転車保険』の補償概要

- (1) 保険契約者 : 一般社団法人自転車安全対策協議会
- (2) 被保険者 : 自転車会員サイクルメンバーズ*
※所定の入会資格に該当される方であれば、当協議会のホームページから、24時間いつでも簡単にご加入になれます。
- (3) 募集開始 : 2020年12月11日
- (4) 保険始期 : 2021年1月1日午前0時（その後毎月15日と1日から1年間補償）
※毎月2回の加入締切日（10日と25日）を設定しております。
- (5) 補償内容 : 「賠償責任補償」と「傷害（ケガ）補償」

3. 『おかやまの自転車保険』の特長

岡山市自転車条例の施行に伴い、「加入年齢制限の撤廃」「条例に沿った自転車に限定した補償」「加入しやすい掛金」といった岡山市からでていた要望を実現した制度となっています。

- (1) 賠償事故が発生した場合には示談交渉サービスが付帯されています。
- (2) ご加入に際しての年齢制限等はありません。
- (3) 賠償責任は1億円もしくは3億円の高額補償がついているプランからお選びいただけます。

以上